

情報通信利用環境整備推進事業

超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、その基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。

1 施策の概要

(1) 「2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する」（「新成長戦略」（2010年6月閣議決定）及び「日本再生戦略」（2012年7月閣議決定））という目標を実現するためには、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するための支援策の実施が重要。

また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」（2010年12月）においては、「地方公共団体等が基盤整備を行う際には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うこととし、国が財政支援等を講じる際には、そのような利用促進を前提とすることが適当」とされているところ。

さらに、「世界最先端IT国家創造宣言」（2013年6月閣議決定）においても、「世界最高水準のIT利活用社会の実現」という目標達成のためには、「離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る」とされている。

(2) このため、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に基づいて事業を実施する地方公共団体等に対し、医療・健康福祉・教育等の分野における高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備に関し、事業費の一部を支援する。

【交付対象及び交付率】

- ・対象地域（実施主体）：超高速ブロードバンド基盤未整備地域であって、当該地域に過疎・離島等の条件不利地域を含む地方公共団体等
- ・対象設備：光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置等（これらに附帯する施設を含む。）
- ・交付率：1/3（離島については2/3）

2 イメージ図

